

改正後	改正前
地方公営企業法及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律（公営企業に係る部分）の施行に関する取扱いについて	地方公営企業法及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律（公営企業に係る部分）の施行に関する取扱いについて
<p style="text-align: center;">(昭和27年9月29日 自乙発第245号)</p> <p>改正 昭和28年 3月26日自乙発第209号  昭和28年12月 2日自乙発第885号  昭和29年 8月21日自乙発第68号  昭和35年 6月14日自乙発第1号  昭和36年 6月29日自乙発第2号  昭和38年11月28日自乙発第7号  昭和40年 1月16日自治企一第4号  昭和41年 7月 5日自治企一第105号  昭和42年 2月 8日自治企一第19号  昭和44年10月21日自治企一第80号  昭和45年10月15日自治企一第80号  昭和51年11月26日自治企一第169号  昭和58年 1月17日自治企一第2号  昭和61年 5月30日自治企一第62号  平成元年 7月12日自治企一第78号  平成3年 4月 2日自治企一第37号  平成7年 6月15日自治企一第55号  平成10年10月 5日自治企一第88号  平成21年 4月 1日総財公第40号  平成23年 8月30日総財公第103号  <u>平成24年 1月27日総財公第11号</u></p> <p>地方公営企業法（昭和27年8月1日法律第292号。以下「法」という。）、地方公営企業法施行令（昭和27年9月3日政令第403号。以下「施行令」という。）、地方公営企業法施行規則（昭和27年9月29日総理府令第73号。以下「施行規則」という。）、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年6月22日法律第94号。以下「健全化法」という。）、地方公共団体の</p>	<p style="text-align: center;">(昭和27年9月29日 自乙発第245号)</p> <p>改正 昭和28年 3月26日自乙発第209号  昭和28年12月 2日自乙発第885号  昭和29年 8月21日自乙発第68号  昭和35年 6月14日自乙発第1号  昭和36年 6月29日自乙発第2号  昭和38年11月28日自乙発第7号  昭和40年 1月16日自治企一第4号  昭和41年 7月 5日自治企一第105号  昭和42年 2月 8日自治企一第19号  昭和44年10月21日自治企一第80号  昭和45年10月15日自治企一第80号  昭和51年11月26日自治企一第169号  昭和58年 1月17日自治企一第2号  昭和61年 5月30日自治企一第62号  平成元年 7月12日自治企一第78号  平成3年 4月 2日自治企一第37号  平成7年 6月15日自治企一第55号  平成10年10月 5日自治企一第88号  平成21年 4月 1日総財公第40号  平成23年 8月30日総財公第103号</p> <p>地方公営企業法（昭和27年8月1日法律第292号。以下「法」という。）、地方公営企業法施行令（昭和27年9月3日政令第403号。以下「施行令」という。）、地方公営企業法施行規則（昭和27年9月29日総理府令第73号。以下「施行規則」という。）、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年6月22日法律第94号。以下「健全化法」という。）、地方公共団体の</p>

財政の健全化に関する法律施行令（平成19年12月28日政令第397号。以下「健全化法施行令」という。）及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則（平成20年2月5日総務省令第8号。以下「健全化法施行規則」という。）に基づく地方公営企業の運営に係る関係法令の取扱いについては、下記事項に十分留意のうえ、適切に運営されるようお願いします。

記

## 第一章 地方公営企業法の施行に関する取扱いについて

### 第一節 総則に関する事項

#### 三 法の適用を受ける企業の範囲

- (五) 法定事業を他の法定事業の附帯事業として行うことは、法第17条により、施行令第8条の4に掲げる場合を除きできないものであるが、法定事業以外の事業は、地方財政法施行令（昭和23年政令第267号）第46条に掲げる事業であっても、法定事業の附帯事業になりうるものであること。

### 第三節 財務に関する事項

#### 一 特別会計の設定及び一般会計等の関係

(一)～(四) (略)

#### (五) 長期貸付け

地方公共団体は、負担区分に基づく長期の貸付けのほか、一般会計等から地方公営企業の特別会計に長期の貸付けをすることができるものであること（法第18条の2第1項）。地方公営企業の特別会計は、負担区分に基づく長期の貸付け以外の長期の貸付けを受けた場合には、適正な利息を一般会計等に支払わなければならないものであること（法第18条の2第2項）。

#### 二 事業年度 (略)

#### 三 計理の方法

(一) (略)

- (二) 資産、資本及び負債の内容は政令で定めることとしていること（法第20条第3項）。すなわち、

財政の健全化に関する法律施行令（平成19年12月28日政令第397号。以下「健全化法施行令」という。）及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則（平成20年2月5日総務省令第8号。以下「健全化法施行規則」という。）に基づく地方公営企業の運営に係る関係法令の取扱いについては、下記事項に十分留意のうえ、適切に運営されるようお願いします。

記

## 第一章 地方公営企業法の施行に関する取扱いについて

### 第一節 総則に関する事項

#### 三 法の適用を受ける企業の範囲

- (五) 法定事業を他の法定事業の附帯事業として行うことは、法第17条により、施行令第8条の4に掲げる場合を除きできないものであるが、法定事業以外の事業は、地方財政法施行令（昭和23年政令第267号）第37条に掲げる事業であっても、法定事業の附帯事業になりうるものであること。

### 第三節 財務に関する事項

#### 一 特別会計の設定及び一般会計等の関係

(一)～(四) (略)

#### (五) 長期貸付け

地方公共団体は、負担区分に基づく長期の貸付けのほか、一般会計等から地方公営企業の特別会計に長期の貸付けをすることができるものであること（法第18条の2第1項）。地方公営企業の特別会計は、負担区分に基づく長期の貸付け以外の長期の貸付けを受けた場合には、適正な利息を一般会計等に支払わなければならないものであること（法第18条の2第2項）。

なお、地方公営企業の特別会計が長期の貸付けを受けた場合においては、当該貸付けに係る金額に相当する金額を、建設改良に充てるものは借入資本金として貸借対照表上資本の部へ計上し、営業運転資金に充てるものは固定負債として貸借対照表上負債の部へ計上するものであること。

#### 二 事業年度 (略)

#### 三 計理の方法

(一) (略)

- (二) 資産、資本及び負債の内容は政令で定めることとしていること（法第20条第3項）。すなわち、

1 資産は、固定資産、流動資産及び繰延資産に区分するものであり（施行令第14条）、固定資産とは有形固定資産（土地、建物、構築物、機械及び装置、船舶及び水上運搬具、鉄道車両・自動車その他の陸上運搬具、工具・器具及び備品、リース資産、建設仮勘定等）、無形固定資産（営業権、借地権、地上権、特許権、商標権、実用新案権、意匠権、鉱業権、漁業権、ソフトウェア、リース資産等）及び投資その他の資産（投資有価証券（1年以内に満期の到来する有価証券を除く。）、出資金、長期貸付金、基金、長期前払消費税、破産更生債権等（1年以内に弁済を受けることができないことが明らかなもの）等）であり、流動資産とは現金及び預金、売買目的有価証券及び1年以内に満期の到来する有価証券、受取手形、未収金、たな卸資産、前払金、前払費用（1年以内に費用となるべきもの）、未収収益（1年以内に対価の支払を受けるべきもの）等であり、繰延資産とは鉄道に係る災害による損失であること（施行令第14条及び第25条第1項並びに施行規則第5条）。

2 資本は、  
資本金及び剰余金に区分し

、剰余金は、資本剰余金（再評価積立金、受贈財産評価額、寄付金等）及び利益剰余金（積立金、未処分利益剰余金）に区分するものとする（施行令第15条第1項及び施行規則第6条）。

3 負債は、固定負債（企業債（1年以内に償還期限の到来するものを除く。）、他会計借入金（1年以内に返済期限の到来するものを除く。）、引当金（資産に係る引当金及び流動負債に属する引当金を除く。）、リース債務（流動負債に属するもの以外のもの）等）、流動負債（一時借入金、企業債（1年以内に償還期限の到来するもの）、他会計借入金（1年以内に返済期限の到来するもの）、未払金又は預り金、未払費用（1年以内に対価の支払をすべきもの）、前受金、前受収益（1年以内に収益となるべきもの）、引当金（資産に係る引当金及び1年以内に使用されないと認められるものを除く。）、リース債務（1年以内に期限が到来するもの）等）及び繰延収益（長期前受金）に

1 資産は、固定資産、流動資産及び繰延勘定に区分するものであり（施行令第14条）、固定資産とは有形固定資産（土地、立木、建物、構築物、車両、機械設備、備品、建設仮勘定等）、無形固定資産（水利権、営業権等）及び投資資産（出資金、前払費用（1年以内に費用となるものを除く。）、長期貸付金等）であり、流動資産とは現金、預金、貯蔵品、製品、未収金、前払費用（1年以内に費用となるもの）、前払金等であり、繰延勘定とは企業債発行差金、試験研究費等であること。

2 資本の金額は、資産の金額から負債（建設又は改良に要する経費に充てるために発行する企業債は含まない。）の金額を控除した額とし、資本金及び剰余金に分け、さらに資本金は、自己資本金（法適用の際における当該地方公営企業の固有の資本金のほか、法第17条の2第1項又は法第18条第1項の規定に基づく出資及び施行令第25条第1項及び第2項の規定による組入額）及び借入資本金（建設又は改良に要する資金に充てるための企業債及び一般会計等からの長期借入金）に、剰余金は、資本剰余金（工事寄附金、再評価積立金等）及び利益剰余金（企業経営上の利益金）に区分するものとする（施行令第15条）。

3 負債は、欠損金処理のための企業債及びその他の負債とし、固定負債（欠損金処理のための企業債、他会計借入金、引当金等）及び流動負債（一時借入金、未払金、前受金、預り金等）に

区分するものとする（施行令第15条第2項及び施行規則第7条）。

- (三) 会計処理の原則は、いわゆる企業会計原則に採用された一般原則すなわち、真実性の原則、正規の簿記の原則、資本取引と収益取引との区分の原則、明瞭性の原則、継続性の原則及び安全性の原則を地方公営企業においても採用するものであること（施行令第9条）。

このような原則に従って前記の資産、資本及び負債の増減及び異動を仕訳記帳するための計算区分として勘定科目を採用するものであって、勘定の分類は、損益計算書、貸借対照表の作成を標準として損益勘定（収益及び費用）、資産勘定（固定資産、流動資産及び繰延資産）、資本勘定（資本金及び剰余金）、負債勘定（固定負債、流動負債及び繰延収益）及びその他の整理勘定を設けることとし、勘定科目の区分は、施行規則第2章及び別表第1号の定めるところにより、管理者が会計規程によって定めるものであること（施行令第16条）。

- (四) 整理勘定（いわゆる中間勘定）としては、企業の施設の建設及び改良に伴う資産の増減の過程又は用品その他の資産の生産、製作、修理、加工、購入、保管又は運搬に要する経費の計算及びこれらの費用の振替過程を明らかにするものである（施行令第16条第4項）から、貯蔵物品（用品）勘定、工事勘定、工場勘定、関連勘定（二以上の事業を通じて一の特別会計を設けて経理する場合）等が予想されるものであること。

また、消費税及び地方消費税に相当する額については、消費税額を納める義務が免除される者を除き、仮払消費税及び地方消費税勘定又は仮受消費税及び地方消費税勘定によって整理するものであること（施行規則第19条）。

- (五) 年度所属区分（略）

#### 四 料金（略）

#### 五 企業債

- (一)（略）
- (二) 企業債を起こし、又は起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする地方公共団体（（三）に掲げるものを除く。）は、総務大臣又は都道府県知事に協議しなければならないものであること（地方財政法第5条の3第1項）。
- (三) 実質公債費比率が地方財政法施行令第4条で定める数値未満である地方公共団体（実質赤字額が同令第5条で定める額を超えるもの、連結実質赤

区分するものとする（施行令第15条）。

- (三) 会計処理の原則は、いわゆる企業会計原則に採用された一般原則すなわち、真実性の原則、正規の簿記の原則、資本取引と収益取引との区分の原則、明瞭性の原則、継続性の原則及び安全性の原則を地方公営企業においても採用するものであること（施行令第9条）。

このような原則に従って前記の資産、資本及び負債の増減及び異動を仕訳記帳するための計算区分として勘定科目を採用するものであって、勘定の分類は、損益計算書、貸借対照表の作成を標準として損益勘定（収益及び費用）、資産勘定（固定資産、流動資産及び繰延勘定）、資本勘定（資本金及び剰余金）、負債勘定（固定負債及び流動負債）及びその他の整理勘定を設けることとし、勘定科目の区分は、施行規則別表第1号の定めるところにより、管理者が会計規程によって定めるものであること（施行令第16条）。

- (四) 整理勘定（いわゆる中間勘定）としては、企業の施設の建設及び改良に伴う資産の増減の過程又は用品その他の資産の生産、製作、修理、加工、購入、保管又は運搬に要する経費の計算及びこれらの費用の振替過程を明らかにするものである（施行令第16条第4項）から、貯蔵物品（用品）勘定、工事勘定、工場勘定、関連勘定（二以上の事業を通じて一の特別会計を設けて経理する場合）等が予想されるものであること。

また、消費税及び地方消費税に相当する額については、消費税額を納める義務が免除される者を除き、仮払消費税及び地方消費税勘定又は仮受消費税及び地方消費税勘定によって整理するものであること（施行規則第10条）。

- (五) 年度所属区分（略）

#### 四 料金（略）

#### 五 企業債

- (一)（略）
- (二) 企業債を起こし、又は起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする地方公共団体 は、総務大臣又は都道府県知事に協議しなければならないものであること（地方財政法第5条の3第1項）。

字額が同令第6条で定める数値を超えるもの又は将来負担比率が同令第7条で定める額を超えるものを除く。）であって、当該地方公共団体が起こす当該年度の地方債のうち地方財政法第5条の3第3項各号に掲げる地方債の合計額が同令第8条で定める額を超えないものは、公的資金以外の資金をもって企業債を起し、又は起こそうとし、若しくは起こした企業債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合は、次に掲げる公営企業に係る企業債を除き、(ロ)の協議をすることを要しないものであること（地方財政法第5条の3第3項）。

1 地方公営企業及び地方公営企業以外の企業で法の規定の全部又は一部を適用するもので、地方財政法施行令第15条第1項により算定した当該年度の前年度の資金の不足額が同条第2項により算定した額を超えるもの。

2 1に掲げるもののほか、地方財政法施行令第46条に規定する公営企業のうち同令第16条第1項により算定した当該年度の前年度の資金の不足額が同条第2項により算定した額を超えるもの。

この場合において、協議をしないときは、あらかじめ、企業債の起債の目的、限度額、起債の方法、資金、利率、償還の方法等を総務大臣又は都道府県知事に届け出なければならないものであること（地方財政法第5条の3第6項）。

(四) (略)

(五) 経営の状況が悪化した公営企業で次に掲げるものを経営する地方公共団体（(四)に掲げるものを除く。）は、当該公営企業に要する経費の財源とする企業債を起し、又は起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合は、総務大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならないものであること（地方財政法第5条の4第3項）。

1 地方公営企業のうち繰越欠損金があるもの並びに地方公営企業以外の企業で法の規定の全部又は一部を適用するもののうち繰越欠損金があるもの及び当該年度において新たに法の規定の全部又は一部を適用したもので、地方財政法施行令第26条第1項により算定した当該年度の前年度の資金の不足額が同条第2項により算定した額以上であるもの。

2 1に掲げるもののほか、地方財政法施行令第46条に規定する公営企業のうち同令第27条第1項により算定した当該年度の前年度の資金の不足額が同条第2項により算定した額以上であるもの。

(六) (略)

六 予算

(三) (略)

(四) 経営の状況が悪化した公営企業で次に掲げるものを経営する地方公共団体（(三)に掲げるものを除く。）は、当該公営企業に要する経費の財源とする企業債を起し、又は起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合は、総務大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならないものであること（地方財政法第5条の4第3項）。

1 地方公営企業のうち繰越欠損金があるもの並びに地方公営企業以外の企業で法の規定の全部又は一部を適用するもののうち繰越欠損金があるもの及び当該年度において新たに法の規定の全部又は一部を適用したもので、地方財政法施行令第19条第1項により算定した当該年度の前年度の資金の不足額が同条第2項により算定した額以上であるもの。

2 1に掲げるもののほか、地方財政法施行令第37条に規定する公営企業のうち同令第20条第1項により算定した当該年度の前年度の資金の不足額が同条第2項により算定した額以上であるもの。

(五) (略)

六 予算

(一) (略)

(二) 地方公営企業の予算が官公庁予算に比し極めて弾力性に富む概括的な形成を採るに伴い、議会の議決を求める場合には予算とともに予算に関する説明書、すなわち、予算の実施計画、予定キャッシュ・フロー計算書、給与費明細書、継続費に関する調書、債務負担行為に関する調書並びに当該事業年度の予定貸借対照表並びに前事業年度の予定損益計算書及び予定貸借対照表をも併せて提出することとしているものであること(法第25条及び施行令第17条の2第1項)。

1 予算に記載すべき事項は、施行令第17条第1項に掲げる (i) 業務の予定量 (ii) 予定収入及び予定支出の金額 (iii) 継続費 (iv) 債務負担行為 (v) 企業債 (vi) 一時借入金の限度額 (vii) 予定支出の各項の経費の金額の流用 (viii) 議会の議決を経なければ流用することのできない経費 (ix) 一般会計等からの補助金 (x) 利益剰余金の処分 (x i) たな卸資産購入限度額 (x ii) 重要な資産の取得及び処分であり、予算様式については、施行規則別記第1号様式に定められている(施行令第17条第3項及び施行規則第45条)が、その内容は次に掲げるところによるものであること。

(1)～(3) (略)

(4) 収益的支出については、引当金繰入、減価償却費、たな卸資産減耗損、固定資産除却損及び繰延資産償却費等現金の支出を伴わないものも含まれるものである

こ

と。

(5) 収益的収入及び収益的支出には、営業収益若しくは営業外収益又は営業費用、営業外費用若しくは予備費のほか、固定資産売却益、固定資産売却損、減損損失若しくは災害による損失又は過年度損益修正事項に属する収益又は費用等(その金額が少額のもので当年度の損益に著しい影響を与えないものとして営業収益若しくは営業外収益又は営業費用若しくは営業外費用に整理されるものを除く。)を含むものであり、これらの収益又は費用については、特別利益又は特別損失として予算に計上すべきものであること。

(6)～(10) (略)

(11) 資本的支出には、建設改良費、企業債償還金及び一般会計等からの

(一) (略)

(二) 地方公営企業の予算が官公庁予算に比し極めて弾力性に富む概括的な形成を採るに伴い、議会の議決を求める場合には予算とともに予算に関する説明書、すなわち、予算の実施計画、資金計画、給与費明細書、継続費に関する調書、債務負担行為に関する調書並びに当該事業年度の予定貸借対照表並びに前事業年度の予定損益計算書及び予定貸借対照表をも併せて提出することとしているものであること(法第25条及び施行令第17条の2第1項)。

1 予算に記載すべき事項は、施行令第17条第1項に掲げる (i) 業務の予定量 (ii) 予定収入及び予定支出の金額 (iii) 継続費 (iv) 債務負担行為 (v) 企業債 (vi) 一時借入金の限度額 (vii) 予定支出の各項の経費の金額の流用 (viii) 議会の議決を経なければ流用することのできない経費 (ix) 一般会計等からの補助金 (x) 利益剰余金の処分 (x i) たな卸資産購入限度額 (x ii) 重要な資産の取得及び処分であり、予算様式については、施行規則別表第5号に定められている(施行令第17条第3項)が、その内容は次に掲げるところによるものであること。

(1)～(3) (略)

(4) 収益的支出については、減価償却費、たな卸資産減耗損、固定資産除却損及び繰延勘定償却費等現金の支出を伴わないものも含まれるものであるが、当該年度に現金が支出されるものであっても、その支出の効果が将来の事業年度に影響するような営業経費(開発費、試験研究費等)について、繰延勘定として整理することとしたものについては収益的支出として計上されないことに留意すべきものであること。

(5) 収益的収入及び収益的支出には、営業収益若しくは営業外収益又は営業費用、営業外費用若しくは予備費のほか、固定資産売却益、固定資産売却損若しくは臨時損失又は過年度損益修正事項に属する収益又は費用等(その金額が少額のもので当年度の損益に著しい影響を与えないものとして営業収益若しくは営業外収益又は営業費用若しくは営業外費用に整理されるものを除く。)を含むものであり、これらの収益又は費用については、特別利益又は特別損失として予算に計上すべきものであること。

(6)～(10) (略)

(11) 資本的支出には、建設改良費及び企業債償還金

長期借入金償還金のほか出資金、貸付金等を計上するものであるが、繰延資産として整理することとする支出で現金の支払を伴うものも計上するものであること。

(12)～(21) (略)

2 予算の実施計画の様式は、施行規則別記第2号様式のとおりであること（施行規則第46条第1項）。

なお、二以上の事業を通じて一の特別会計により経理する場合の実施計画は、施行規則別記第2号様式に準じて作成すること。

3 予定キャッシュ・フロー計算書は、決算のキャッシュ・フロー計算書の様式（施行規則別記第15号様式）に準じて作成すること（施行規則第46条第2項）。

業務活動によるキャッシュ・フローの区分には、サービスの提供等による収入、原材料、商品又はサービスの購入による支出等、投資活動及び財務活動以外の取引によるキャッシュ・フローを、投資活動によるキャッシュ・フローの区分には、地方公営企業の通常の業務活動の実施の基礎となる固定資産の取得及び売却、投資資産の取得及び売却等によるキャッシュ・フローを、財務活動によるキャッシュ・フローの区分には、増減資による資金の収入・支出及び借入れ・返済による収入・支出等、資金の調達及び返済によるキャッシュ・フローを記載すること。

4 給与費明細書の様式は、施行規則別記第3号様式のとおりであること（施行規則第46条第1項）。なお、同様式中「賃金」の欄には常時勤務に服することを要する職員に支弁される賃金を記載し、かつ、当該職員に係る付加給及び法定福利費はそれぞれ「手当」及び「法定福利費」の欄に記載するものであること。

5 継続費に関する調書及び債務負担行為に関する調書の様式は、それぞれ施行規則別記第4号様式及び第5号様式のとおりであること（施行規則第46条第1項）。

6 予定損益計算書及び予定貸借対照表は、決算の損益計算書及び貸借対照表の様式（施行規則別記第10号様式及び第13号様式）に準じて作成するものであること（施行規則第46条第3項）。

(三)・(四) (略)

(五) 地方公営企業においては、予算の会計年度独立の原則の例外として、次に掲げるところにより予算の繰越使用が認められるものであること。

1 地方公営企業の経費をもって支弁する事件で数年を期してその経費を支出すべきものは、予算の定めるところにより、その経費の総額及び年割

繰勘定のほか出資金、貸付金等を計上するものであるが、繰勘定として整理することとする支出で現金の支払を伴うものも計上するものであること。

(12)～(21) (略)

2 予算の実施計画の様式は、施行規則別表第6号のとおりであること

なお、二以上の事業を通じて一の特別会計により経理する場合の実施計画は、施行規則別表第6号様式に準じて作成すること。

3 資金計画の様式は、施行規則別表第8号のとおりであること。

受入資金としては、営業収益、営業外収益、特別利益、固定資産売却代金、企業債、出資金、一般会計等からの長期借入金、一般会計等への長期貸付金償還金、補助金、工事負担金、前年度以前の未収収益、同未収金等が予想され、支払資金としては、営業費用、営業外費用、特別損失、建設改良費、企業債償還金、一般会計等からの長期借入金償還金、一般会計等への長期貸付金、前年度以前の未払費用、同未払金等が予想されるものであること。

4 給与費明細書の様式は、施行規則別表第8号の2のとおりであること。なお、同様式中「賃金」の欄には常時勤務に服することを要する職員に支弁される賃金を記載し、かつ、当該職員に係る付加給及び法定福利費はそれぞれ「手当」及び「法定福利費」の欄に記載するものであること。

5 継続費に関する調書及び債務負担行為に関する調書の様式は、それぞれ施行規則別表第8号の3及び第8号の4のとおりであること

6 予定損益計算書及び予定貸借対照表は、決算の損益計算書及び貸借対照表の様式（施行規則別表第11号及び第14号）に準じて作成するものであること。

(三)・(四) (略)

(五) 地方公営企業においては、予算の会計年度独立の原則の例外として、次に掲げるところにより予算の繰越使用が認められるものであること。

1 地方公営企業の経費をもって支弁する事件で数年を期してその経費を支出すべきものは、予算の定めるところにより、その経費の総額及び年割

額を定め、継続費とすることができるのであるが、この継続費については、管理者は、毎事業年度の支出予定額のうち当該年度内に支払義務が生じなかったものを、継続年度の終わりまで逡次繰り越して使用することができるものであること。この場合においては、管理者は、地方公共団体の長に、施行規則別記第6号 様式の継続費繰越計算書をもって翌事業年度の5月31日までに報告をするものとし、報告を受けた地方公共団体の長は、次の議会においてこの旨を報告しなければならないものであること（地方自治法第212条、施行令第18条の2第1項及び第3項）。

2・3 (略)

4 2及び3に掲げるところにより予算を繰越使用する場合、管理者は、施行規則別記第8号 様式の繰越計算書（継続費に係るものにあつては、施行規則別記第6号の 様式の継続費繰越計算書）をもって翌事業年度の5月31日までに地方公共団体の長に報告し、当該地方公共団体の長は、次の会議において、その旨を議会に報告しなければならないものであること（法第26条第3項及び施行令第19条）。

七 出納 (略)

八 一時借入金 (略)

十三及び十四へ移動 ←

## 九 決算

(一)～(三) (略)

(四) 決算の対象は、現金の収支のみならず、各種の資産、資本及び負債の増減にまで及ぶものであるから、決算には企業会計における財務諸表とほとんど同一の決算諸表を必要とするものであつて、すなわち(1)当該年度の予算の区分に従つて作成した決算報告書、(2)損益計算書、(3)剰余金計算書又は欠損金計算書、(4)剰余金処分計算書又は欠損金処理計算書、(5)貸借対照表（法第30条第7項）を主要な内容とし、そのほか、前に述べた事業報告書、キャッシュ・フロー計算書、収益費用明細書、固定資産明細書及び企業債明細書（施行令第23条）を附属書類としているものであること。当該年度の予算の区分に従つて作成した決算報告書とは、発生主義会計方式を採用している以上、一見無意味に思われるものであるが、地方公営企業であるからには予算に対し決算がどのようになされているかということを示す必要性から作成されるものであるに対し、(2)から(5)までは純粋に経済的必要性から作

額を定め、継続費とすることができるのであるが、この継続費については、管理者は、毎事業年度の支出予定額のうち当該年度内に支払義務が生じなかったものを、継続年度の終わりまで逡次繰り越して使用することができるものであること。この場合においては、管理者は、地方公共団体の長に、施行規則別表第8号の5の様式の継続費繰越計算書をもって翌事業年度の5月31日までに報告をするものとし、報告を受けた地方公共団体の長は、次の議会においてこの旨を報告しなければならないものであること（地方自治法第212条、施行令第18条の2第1項及び第3項）。

2・3 (略)

4 2及び3に掲げるところにより予算を繰越使用する場合、管理者は、施行規則別表第9号の様式の繰越計算書（継続費に係るものにあつては、施行規則別表第8号の5の様式の継続費繰越計算書）をもって翌事業年度の5月31日までに地方公共団体の長に報告し、当該地方公共団体の長は、次の会議において、その旨を議会に報告しなければならないものであること（法第26条第3項及び施行令第19条）。

七 出納 (略)

八 一時借入金 (略)

## 九 引当金及び繰延勘定

## 十 決算

(一)～(三) (略)

(四) 決算の対象は、現金の収支のみならず、各種の資産、資本及び負債の増減にまで及ぶものであるから、決算には企業会計における財務諸表とほとんど同一の決算諸表を必要とするものであつて、すなわち(1)当該年度の予算の区分に従つて作成した決算報告書、(2)損益計算書、(3)剰余金計算書又は欠損金計算書、(4)剰余金処分計算書又は欠損金処理計算書、(5)貸借対照表（法第30条第7項）を主要な内容とし、そのほか、前に述べた事業報告書、キャッシュ・フロー計算書、収益費用明細書、固定資産明細書及び企業債明細書（施行令第23条）を附属書類としているものであること。当該年度の予算の区分に従つて作成した決算報告書とは、発生主義会計方式を採用している以上、一見無意味に思われるものであるが、地方公営企業であるからには予算に対し決算がどのようになされているかということを示す必要性から作成されるものであるに対し、(2)から(5)までは純粋に経済的必要性から作

成され、キャッシュ・フロー計算書は現金及び預金の収入・支出を明らかにするものであり、収益費用明細書は、(1)及び(2)の内訳説明書であり、固定資産明細書及び企業債明細書は、(5)の内訳説明書であること。これらの様式については、施行規則別記第9号様式から第18号様式までに定めており、これらは各種事業会計規則と同様の様式を採用しているものであること。

(五) (略)

(六) 管理者は、継続費に係る継続年度（継続費に係る支出予算の金額のうち法第26条第1項又は第2項の規定により繰り越したものがあつた場合には、その繰り越された年度）が終了した場合においては、施行規則別記第7号様式の継続費精算報告書を作成し、決算等と併せて地方公共団体の長に提出しなければならないものであること。この場合においては、地方公共団体の長は、決算の提出と併せて、これを議会に報告しなければならないものであること（施行令第18条の2第2項及び第3項）。

(七) (略)

十 剰余金 (略)

十一 資本金の額の減少 (略)

十二 欠損の処理 (略)

(削除)

十三 引当金

(一) 将来の特定の費用又は損失（収益の控除を含む。）であつて、その発生が当該事業年度以前の事象に起因し、発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積もることができるものと認められるものは、当該金額を引当金とし

成され、収益費用明細書は、(1)及び(2)の内訳説明書であり、固定資産明細書及び企業債明細書は、(5)の内訳説明書であること。これらの様式については、施行規則別表第10号から第18号までに定めており、これらは各種事業会計規則と同様の様式を採用しているものであること。

(五) (略)

(六) 管理者は、継続費に係る継続年度（継続費に係る支出予算の金額のうち法第26条第1項又は第2項の規定により繰り越したものがあつた場合には、その繰り越された年度）が終了した場合においては、施行規則別表第8号の6の様式の継続費精算報告書を作成し、決算等と併せて地方公共団体の長に提出しなければならないものであること。この場合においては、地方公共団体の長は、決算の提出と併せて、これを議会に報告しなければならないものであること（施行令第18条の2第2項及び第3項）。

(七) (略)

十一 剰余金 (略)

十二 資本金の額の減少 (略)

十三 欠損の処理 (略)

十四 自己資本金への組み入れ

(一) 建設又は改良を行うため積み立てた積立金を使用して地方公営企業の建設又は改良を行った場合においては、その使用した積立金の額に相当する金額を自己資本金に組み入れなければならないものであること（施行令第25条第1項）。

(二) 企業債償還のための積立金を使用して借入資本金である企業債を償還した場合又は利益剰余金の処分として積み立てた積立金を使用して借入資本金である一般会計等からの長期借入金に相当する金額を償還した場合には、その使用した積立金の額に相当する金額を自己資本金に組み入れなければならないものであること（施行令第25条第2項）。

九 引当金及び繰延勘定

(一) 引当金

1 地方公営企業の毎事業年度の損益計算の平準化を図るため、修繕費及び退職給与金について、あらかじめ引当金の計上ができるものであるが、これは固定負債として整理するものであること。

て予定貸借対照表及び貸借対照表に計上し、当該事業年度の負担に帰すべき引当額を費用に計上しなければならないものであること（施行規則第22条）。引当金（資産に係る引当金を除く。）のうち、1年以内に使用されないと認められるものは固定負債に、それ以外のは流動負債に計上するものであること。

(二) 退職給付引当金は、企業職員に支給する退職手当に係る事業年度の末日において繰り入れるべき引当金であって、当該地方公営企業において負担すべきものに限るものであること。退職給付引当金の算定に当たっては、原則法（企業職員の退職時に見込まれる退職手当の総額のうち、当該事業年度の末日までに発生していると認められる額を一定の割引率及び予想される退職時から現在までの期間に基づき割り引いて計算する方法をいう。）又は簡便法（当該事業年度の末日において全企業職員（同日における退職者を除く。）が自己の都合により退職するものと仮定した場合に支給すべき退職手当の総額による方法をいう。）のいずれにもよることができるものであること。

(三) 修繕引当金は、企業の所有する設備等について、毎事業年度行われる通常の修繕が何らかの理由で行われなかった場合において、その修繕に備えて計上される引当金をいい、修繕が事業の継続に不可欠な場合等、修繕の必要性が当該事業年度において確実に見込まれるものに限り計上するものであること。

(四) 特別修繕引当金は、数事業年度ごとに定期的に行われる特別の大修繕に備えて計上される引当金をいい、法令上の義務付けがある等修繕費の発生が合理的に見込まれるものに限り計上するものであること。

(五) (略)

#### 十四 繰延資産

(一) 鉄道事業について、鉄道に係る災害による損失が多額であってその全額を当該災害の生じた事業年度において負担することが困難な場合には、当該損失に相当する額の全部又は一部を繰延資産として整理することができるものであること（施行令第25条第1項）。

(二) (一)の繰延資産は、当該繰延資産を計上した事業年度の翌事業年度以降5事業年度以内に毎事業年度均等額以上を償却しなければならないものであること（施行令第25条第2項）。

2 修繕引当金は、地方公営企業の有形固定資産のうち数年に一度大規模な修繕を行う資産等につき、いわゆる特別修繕引当金に類するものとして計上することができるほか、企業の毎事業年度の修繕費の額を平準化させる目的をもって、修繕費の執行額があらかじめ定めた予定基準額に満たない場合において、その差額を引当金に整理することができるものであること。この場合の各事業年度の費用として計上すべき基準額は、前者にあつては、当該修繕費を各事業年度に均分した額、後者にあつては、当該事業年度前数事業年度における修繕費実績額の平均額又は当該企業の当該事業年度における資産の帳簿原価の一定割合の額等とすることが適当であること。

3 退職給与引当金は、職制若しくは定数の改廃又は予算の減少その他経営上やむを得ない理由によって職員が退職する場合に予想される多数の退職給与費の発生に備え、あらかじめ各事業年度の費用として計上したものを引き当てておくものであるが、この場合における各事業年度において引き当てるべき額の基準は、当該事業年度末日に在職する全職員が同日付をもって退職したと仮定した場合における支払うべき退職給与金の金額から前事業年度末日に在職した職員が同日付をもって退職したと仮定した場合における支払うべき退職給与金の金額を控除した金額を基準とすることが適当であること。

なお、退職給与金については、支出した額を繰延勘定として5事業年度以内に償却することができるものとされている（施行令第26条第2項及び第3項）が、企業経営の安全性を図る意味からは、引当金設定の方法により資金の留保を図るべきであること。

4 (略)

#### (二) 繰延勘定

1 災害によって資産に多額の損失を受け、その全額をその災害のあった事業年度において負担することができないときは、その損失の全部又は一部を繰延勘定として整理することができるものであるが、このほか、その支出の効果が将来の事業年度に及ぶ次に掲げる経費についても、その全部又は一部を繰延勘定として整理することができるものであること（施行令第26条第1項及び第2項並びに施行規則第10条の2）。

(1) 企業債発行差金

(2) 開発費

(3) 試験研究費

(4) 退職給与金

- (三) (一)の繰延資産を計上するに当たっては、鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第20条第2項の規定により  
あらかじめ国土交通大臣の許可を受けなければならないものであるから注意されたいこと。

## 十五 繰延収益

- (一) 減価償却を行うべき固定資産の取得又は改良に充てるための補助金、負担金その他これらに類するもの（以下「補助金等」という。）の交付を受けた場合においては、当該補助金等の相当額を長期前受金勘定をもって繰延収益として整理しなければならないものであること（施行令第26条第1項及び施行規則第21条第1項）。
- (二) (一)の繰延収益は、補助金等により取得し又は改良した固定資産の減価償却若しくは除却を行い、又は減損損失の処理を行う際に、当該固定資産の減価償却費若しくは残存価額又は減損損失に相当する額に当該固定資産の帳簿価額に対する繰延収益の額の割合を乗じて得た額を償却しなければならないものであること（施行令第26条第2項及び施行規則第21条第2項）。
- (三) 固定資産の取得又は改良に充てるために発行した企業債の元金の償還に要する資金（当該資金に係る企業債の元金に要する資金を含む。）に充てるため、一般会計等から繰入れを行った場合においては、当該繰入金の額につ

### (5) 控除対象外消費税額

- 2 繰延勘定として整理した場合においては、企業債発行差金については、当該企業債の償還期限内、その他の営業経費については当該繰延勘定を設けた事業年度の翌事業年度以降5事業年度以内、控除対象外消費税額については当該繰延勘定を設けた事業年度の翌事業年度以降20事業年度以内に毎事業年度均等額以上を償却しなければならないものであること（施行令第26条第3項及び施行規則第10条の2第2項）。
- 3 退職給与金を繰延勘定として整理することができる場合は、職制若しくは定数の改廃又は予算の減少その他経営上やむを得ない事由による退職職員が多く、これに伴い退職給与金の支給額が多額であって当該事業年度において負担することができないと認められる場合であるが、企業経営の安定性を図る意味からは、引当金設定の方法により資金の留保を図るべきであること。
- 4 災害による臨時巨額の損失及び退職給与金を繰延勘定として整理することについて、各事業法の定めるところにより監督官庁の許可を受けなければならない事業にあっては、あらかじめ監督官庁の許可を受けなければならないものであるから注意されたいこと。
- 5 控除対象外消費税額を繰延勘定として整理することができる場合は、原則として病院事業等経常的に控除対象外消費税額が生ずる事業で、当該額を繰り延べなければ損益に大きな影響を与えると認められる場合であること。

いて、補助金等の例により整理するものとする。ただし、各事業年度における当該固定資産の減価償却額と当該一般会計等からの繰入金との差額が重要でないときは、この限りでないこと（施行規則第21条第3項）。

#### 十六 リース取引に係る会計処理

- (一) ファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行い、オペレーティング・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うものであること。
- (二) (1) ファイナンス・リース取引（リース契約上の諸条件に照らしてリース物件の所有権が借主に移転すると認められない取引に限る。）におけるリース物件の借主が法第2条第1項各号に掲げる事業であって、施行令第8条の2各号に掲げる事業以外のもの（管理者を置かないことができる企業であるとき）、又は(2)リース物件の重要性が乏しいものであるときについては、事務負担の軽減の観点から、ファイナンス・リース取引であっても、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うことができるものであること（施行規則第55条）。

#### 十七 資産の再評価（略）

#### 十八 資産等の評価基準

- (一) 地方公営企業の資産は、原則としてその取得原価又は出資した金額をもって帳簿価額としなければならないものであること（施行規則第8条第1項）。すなわち取得原価主義を建前として、評価するものであること。  
取得原価とは、資産の取得又は製造等のために要した金額のことをいい、資産の種類や取得の形態に応じて算定方法が異なるものであること。譲与、贈与その他無償で取得した資産については、公正な評価額をもって取得原価とするものであること（施行規則第8条第2項）。
- (二) 次に掲げる資産については、事業年度の末日において、帳簿価額としてそれぞれに定める価格を付さなければならないものであること（施行規則第8条第3項）。
- 1 3及び4以外の資産であって、事業年度の末日における時価がその時の帳簿価額より著しく低いもの 事業年度の末日における時価
  - 2 固定資産であって、事業年度の末日において予測することができない減損が生じたもの又は減損損失を認識すべきもの その時の帳簿価額から当該生じた減損による損失又は認識すべき減損損失の額を減額した額

#### 十五 資産の再評価（略）

#### 十六 資産の評価基準

- (一) 地方公営企業の固定資産の帳簿原価はすべて取得に要した価額又は出資した金額とし、たな卸資産の帳簿価額は購入又は製作若しくは生産に要した価額とすること（施行規則第3条第1項本文及び第4条第1項本文）。すなわち取得原価主義を建前として、評価するものであること。  
この場合の取得に要した価額にはこの資産を取得するために要した直接の経費はすべて含まれるもので、例えば、材料購入の際の運搬費のごときものも加算されるものであること。無償で譲り渡しを受けた資産の価額は、そのものの取得年度、損耗度合、時価等を勘案して適正に見積った価額にすべきものであること（施行規則第3条第1項ただし書及び第4条第1項ただし書）。

3 たな卸資産であつて、事業年度の末日における時価がその時の帳簿価額より低いもの 事業年度の末日における時価

4 満期まで所有する意図をもって保有する債券以外の有価証券 事業年度の末日における時価

(三) 固定資産が滅失し、若しくは償還され、又はこれを譲渡し、撤去し、若しくは廃棄された場合は、その都度、それらの割合に応じてその帳簿価額を減額しなければならず、たな卸資産が毀損、変質又は滅失によりその価値が減少した場合は、それらの割合に応じてその帳簿価額を減額しなければならないものであること(施行規則第9条第1項及び第10条 )。

帳簿価額又は帳簿原価を減額すべき場合、その資産が減価償却の対象であり、減価償却累計額がある場合は、その対応する累計額を減額すべき帳簿原価から控除した残額を費用勘定に除却損として計上しなければならないものであること。

固定資産を撤去した場合、この撤去物件のうち再用品とするものについては当該撤去物件の帳簿価額以内でたな卸資産に振り替えるものであること(施行規則第9条第2項)。

(四) 地方公営企業のたな卸資産の受払については、継続記録法によって行うべきものであること。なお、この整理については特別なものは個別法によることも差し支えないのであるが、これ以外の一般たな卸資産については、先入先出法又は移動平均法によって整理し、しかも、毎年度同一方法で継続して行い、特別の事由がなければみだりに変更してはならないものであること(施行規則第11条)。

たな卸資産の実地たな卸は毎年1回以上必ず実行し、その帳簿価額の正確を期すべきものであり、その回数方法等については企業管理規程で定めて励行すべきものであること。

(五) 債権については、その取得原価が債権金額と異なる場合その他相当の理由がある場合には、適正な価格を付することができるものであること(施行規則第8条第6項)。

(六) 次に掲げる資産については、事業年度の末日においてその時の時価又は適正な価格を付することができるものであること(施行規則第8条第7項)。

1 事業年度の末日における時価がその時の帳簿価額より低い資産

固定資産が滅失し、若しくは償還され、又はこれを譲渡し、撤去し、若しくは廃棄された場合は、それらの割合に応じてその帳簿価額又は帳簿原価及び減価償却累計額を減額しなければならず、たな卸資産がき損、変質又は滅失によりその価値が減少した場合は、それらの割合に応じてその帳簿価額を減額しなければならないものであること(施行規則第3条第2項及び第4条第2項)。

帳簿価額又は帳簿原価を減額すべき場合、その資産が減価償却の対象であり、減価償却累計額がある場合は、その対応する累計額を減額すべき帳簿原価から控除した残額を費用勘定に除却損として計上しなければならないものであること。

固定資産を撤去した場合、この撤去物件のうち再用品とするものについては当該撤去物件の帳簿価額以内でたな卸資産に振り替えるものであること(施行規則第3条第3項)。

なお、たな卸資産のうち販売を目的として所有する土地については、事業年度の末日における時価が帳簿価額より低い場合には、時価をもって帳簿価額とすることができるものであること(施行規則第4条第3項)。

(二) 地方公営企業のたな卸資産の受払については、継続記録法によって行うべきものであること。なお、この整理については特別なものは個別法によることも差し支えないのであるが、これ以外の一般たな卸資産については、先入先出法又は移動平均法によって整理し、しかも、毎年度同一方法で継続して行い、特別の事由がなければみだりに変更してはならないものであること(施行規則第5条)。

たな卸資産の実地たな卸は毎年1回以上必ず実行し、その帳簿価額の正確を期すべきものであり、その回数方法等については企業管理規程で定めて励行すべきものであること。

2 1のほか、事業年度の末日においてその時の時価又は適正な価格を付すことが適当な資産

(七) 地方公営企業の負債は、原則として、債務額をもって帳簿価額としなければならないものであること（施行規則第12条第1項）。

退職給付引当金等の引当金及び払込みを受けた金額が債務額と異なる企業債については、事業年度の末日において適正な価格を付さなければならないものであること（施行規則第12条第2項）。

事業年度の末日においてその時の時価又は適正な価格を付すことが適当な負債については、事業年度の末日においてその時の時価又は適正な価格を付すことができること（施行規則第12条第3項）。

#### 十九 減価償却

(一) 地方公営企業の固定資産は、土地、立木及び建設仮勘定を除いては必ず減価償却を行い、その減価償却費は損益勘定中の費用に計上すべきものであること（施行規則第13条本文）。

(二) この減価償却をすべき資産のうち管理者の定めるものを取替資産とすることができるものであること（施行規則第13条ただし書）。

(三) 有形固定資産の減価償却は定額法又は定率法（平成10年4月1日以後に取得した建物にあっては、定額法）の方法をもって行い、無形固定資産の減価償却は定額法によって行うものであること。なお、同一事業の中で、資産の種類により、減価償却の方法を異にして償却を行うときは、建物、機械装置等の施行規則別表第2号に定める種類の区分ごと（建物にあっては、平成10年4月1日以後に取得したものを除く。）に行い、定額法又は定率法のいずれの方法によるべきかは、資産の性質を十分考慮して定めるべきものであること（施行規則第14条第1項）。

(四) 取替資産の減価償却は、これらの方法によらず、取替法によって行うことができるものであること（施行規則第14条第2項）。

(五) 法定事業及び病院事業以外の事業について、有形固定資産の減価償却を定額法又は定率法によって行い難い特別の理由があるときは、管理者は、別に減価償却の方法を定めることができるものであること。この場合の減価償却の方法としては、当該有形固定資産の種類、構造、属性、使用状況等から、当該有形固定資産の減価償却に適合する方法でなければならず、有料道路事業のごとく、その性質上、定額法又は定率法以外の方法による減価償却を行うことが適当と考えられる場合がある事業について、客観的に妥当と認められる範囲において特例的に認められる利用高比例法等が予想されるものであること（施行規則第14条第3項）。

#### 十七 減価償却

(一) 地方公営企業の固定資産は、土地、立木及び建設仮勘定を除いては必ず減価償却を行い、その減価償却費は損益勘定中の費用に計上すべきものであること（施行規則第6条本文）。

(二) この減価償却をすべき資産のうち企業管理規程で定めるものを取替資産とすることができるものであること（施行規則第6条ただし書）。

(三) 有形固定資産の減価償却は定額法又は定率法（平成10年4月1日以後に取得した建物にあっては、定額法）の方法をもって行い、無形固定資産の減価償却は定額法によって行うものであること。なお、同一事業の中で、資産の種類により、減価償却の方法を異にして償却を行うときは、建物、機械装置等の施行規則別表第2号に定める種類の区分ごと（建物にあっては、平成10年4月1日以後に取得したものを除く。）に行い、定額法又は定率法のいずれの方法によるべきかは、資産の性質を十分考慮して定めるべきものであること（施行規則第7条第1項）。

(四) 取替資産の減価償却は、これらの方法によらず、取替法によって行うことができるものであること（施行規則第7条第2項）。

(五) 法定事業及び病院事業以外の事業について、有形固定資産の減価償却を定額法又は定率法によって行い難い特別の理由があるときは、管理者は、別に減価償却の方法を定めることができるものであること。この場合の減価償却の方法としては、当該有形固定資産の種類、構造、属性、使用状況等から、当該有形固定資産の減価償却に適合する方法でなければならず、有料道路事業のごとく、その性質上、定額法又は定率法以外の方法による減価償却を行うことが適当と考えられる場合がある事業について、客観的に妥当と認められる範囲において特例的に認められる利用高比例法等が予想されるものであること（施行規則第7条第3項）。

(六) (略)

(七) 有形固定資産の減価償却は、資産の帳簿原価の100分の5に相当する金額に達するまで行い、無形固定資産の減価償却は、帳簿価額がなくなるまで行うものであること(施行規則第15条第1項ただし書及び第16条第1項)。ただし、次に掲げる有形固定資産については、帳簿原価の100分の5に相当する金額に達するまで減価償却を行った後においてなお事業の用に供されている場合には、その帳簿原価の100分の5に相当する金額に達した翌事業年度から、その有形固定資産が使用不能となると認められる事業年度までの各事業年度において、帳簿価額が1円に達するまで減価償却を行うことができるものであること(施行規則第15条第3項)。

1・2 (略)

(八) 償却資産の各事業年度の減価償却額は、施行規則別表第2号又は別表第3号に定める耐用年数に応じ、定額法によって行う場合には、その資産の帳簿原価の100分の90に相当する額(無形固定資産にあつては当該帳簿原価)に、定率法によって行う場合には当該事業年度開始の時ににおける帳簿価額に施行規則別表第4号に掲げる償却率を乗じて算出した金額とするものであること(施行規則第15条第1項及び第16条第1項)。ただし、施行規則別表第2号又は別表第3号に定める耐用年数(以下「法定耐用年数」という。)により難い特別の理由として次に掲げる事由のいずれかに該当するときは、管理者は、当該有形固定資産の使用可能期間をもって耐用年数とすることができるものであること(施行規則第15条第4項及び第16条第3項)。

1 当該有形固定資産の材質又は製作方法がこれと種類及び構造を同じくする他の償却資産の通常材質又は製作方法と著しく異なることにより、その使用可能期間が法定耐用年数に比して著しく短いこと。

2～6 (略)

(九) 地方公営企業の経営の健全性を確保するために必要がある場合には、直接営業の用に供する償却資産について、各事業年度の通常減価償却額に100分の50を超えない範囲内において、企業管理規程で定めた率を乗じた額を加えた金額を各事業年度の減価償却額とすることができるものであること(施行規則第15条第2項及び第16条第2項)。

(削除)

(六) (略)

(七) 有形固定資産の減価償却は、資産の帳簿原価の100分の5に相当する金額に達するまで行い、無形固定資産の減価償却は、帳簿価額がなくなるまで行うものであること(施行規則第8条第1項ただし書及び第9条第1項)。ただし、次に掲げる有形固定資産については、帳簿原価の100分の5に相当する金額に達するまで減価償却を行った後においてなお事業の用に供されている場合には、その帳簿原価の100分の5に相当する金額に達した翌事業年度から、その有形固定資産が使用不能となるものと認められる事業年度までの各事業年度において、帳簿価額が1円に達するまで減価償却を行うことができるものであること(施行規則第8条第3項)。

1・2 (略)

(八) 償却資産の各事業年度の減価償却額は、施行規則別表第2号又は別表第3号に定める耐用年数に応じ、定額法によって行う場合には、その資産の帳簿原価の100分の90に相当する額(無形固定資産にあつては当該帳簿原価)に、定率法によって行う場合には当該事業年度開始の時ににおける帳簿価額に施行規則別表第4号に掲げる償却率を乗じて算出した金額とするものであること(施行規則第8条第1項及び第9条第1項)。ただし、施行規則別表第2号又は別表第3号に定める耐用年数(以下「法定耐用年数」という。)により難い特別の理由として次に掲げる事由のいずれかに該当するときは、管理者は、当該有形固定資産の使用可能期間をもって耐用年数とすることができるものであること(施行規則第8条第5項及び第9条第4項)。

1 当該有形固定資産の材質又は製作方法がこれと種類及び構造を同じくするほかの償却資産の通常材質又は製作方法と著しく異なることにより、その使用可能期間が法定耐用年数に比して著しく短いこと。

2～6 (略)

(九) 地方公営企業の経営の健全性を確保するために必要がある場合には、直接営業の用に供する償却資産について、各事業年度の通常減価償却額に100分の50を超えない範囲内において、管理規程で定めた率を乗じた額を加えた金額を各事業年度の減価償却額とすることができるものであること(施行規則第8条第2項及び第9条第2項)。

(十) 地方公営企業の固定資産で、資本的支出に充てるために交付された補助金、負担金、その他これらに類する金銭又は物件(物件にあつてはその適正な見積価額をいう。以下「補助金等」という。)で取得したものについては、その固定資産の取得に要した価額から取得のために充てた補助金等の金額

(削除)

(十) 地方公営企業の固定資産の減価償却は原則として資産を取得した翌年度から行うものであるが、使用又は取得した当月又は翌月から月割によって減価償却を行うことも差し支えないものであること(施行規則第15条第5項及び第16条第4項)。

(十一) 減価償却累計額は、その資産の価額を減額する場合のほか減額してはならないものであること(施行規則第15条第6項)。この場合において一体として減価償却を行っている有形固定資産を撤去するときは、その撤去の直前の事業年度末の減価償却累計額に、当該撤去資産の価額の同事業年度末の減価償却の対象となる有形固定資産の総額に対する割合を乗じて算出した額を、当該撤去する資産に対応する減価償却累計額として減額するものであること(施行規則第15条第7項)。

(十二) ファイナンス・リース取引のうち、リース契約上の諸条件に照らしてリース物件の所有権が借主に移転すると認められない取引に係るリース資産の減価償却は定額法によって行い、原則として、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零として減価償却費を算定するものであること(施行規則第17条)。

(十三) 投資その他の資産の各事業年度の減価償却は、その種類に従い、(三)から(十一)までの例により行わなければならないものであること(施行規則第18条)。

(十四) (略)

## 二十 表示

予定損益計算書及び損益計算書における損益の表示並びに予定貸借対照表及び貸借対照表における資産又は負債の表示については、それぞれ施行規則第23条から第34条までの規定によるものであること。

## 二十一 注記

(一) 会計に関する書類(法第25条の予算に関する説明書並びに法第30条第7項の決算について作成すべき書類、同条第1項の決算に併せて提出しなければならない書類及び同条第6項の決算を議会の認定に付するに当たって併せて提出しなければならない書類をいう。)には、次に規定する事項の

を控除した金額を帳簿原価又は帳簿価額とみなして、(七)及び(八)の本文により各事業年度の減価償却額を算出することができるものであること(施行規則第8条第4項及び第9条第3項)。

(十一) 有形固定資産の減価償却費は帳簿価額から直接控除することなく、減価償却累計額として毎年度累積していくものであり、無形固定資産の減価償却費は帳簿価額から直接減額するものであること。

(十二) 地方公営企業の固定資産の減価償却は原則として資産を取得した翌年度から行うものであるが、取得した当月又は翌月から月割によって減価償却を行うことも差し支えないものであること(施行規則第8条第6項及び第9条第5項)。

(十三) 減価償却累計額は、その資産の価額を減額する場合のほか減額してはならないものであること(施行規則第8条第7項)。この場合において一体として減価償却を行っている有形固定資産を撤去するときは、その撤去の日の属する事業年度の直前の事業年度末の減価償却累計額に、その撤去資産の価額の同事業年度末の減価償却の対象となる有形固定資産の総額に対する割合を乗じて算出した額を、その撤去資産に対応する減価償却累計額として減額するものであること(施行規則第8条第8項)。

(十四) (略)

うちそれぞれ関係するものを注記し、又はこれらの事項を注記した書類を添付しなければならないものであること（施行規則第35条）。

- 1 重要な会計方針に係る事項に関する注記
- 2 予定キャッシュ・フロー計算書及びキャッシュ・フロー計算書に関する注記
- 3 予定貸借対照表及び貸借対照表に関する注記
- 4 セグメント情報に関する注記
- 5 減損損失に関する注記
- 6 リース契約により使用する固定資産に関する注記
- 7 重要な後発事象に関する注記
- 8 その他の注記

(二) (一)に規定する事項に関する注記の内容については、それぞれ施行規則第37条から第44条までの規定によるものであること。

## 二十二 計理状況の報告

管理者は、毎月末日をもって試算表その他当該企業の計理状況を明らかにするために必要な書類

を作成し、翌月20日までに当該地方公共団体の長に提出しなければならないものであること（法第31条）。この試算表及び書類をもって監査委員の例月検査を受けられたいこと。

二十三 資産の取得、管理及び処分 (略)

二十四 契約 (略)

二十五 公金の徴収又は収納の委託 (略)

二十六 職員の賠償責任 (略)

## 十八 計理状況の報告

管理者は、毎月末日をもって試算表その他当該企業の計理状況を明らかにするために必要な書類すなわち資金予算表（施行規則第11条及び別表第20号）を作成し、翌月20日までに当該地方公共団体の長に提出しなければならないものであること（法第31条）。この試算表及び資金予算表をもって監査委員の例月検査を受けられたいこと。

資金予算表中収入科目には、営業収益、営業外収益、特別利益、固定資産売却代金、企業債、出資金、一般会計等からの長期借入金、一般会計等への長期貸付金償還金、補助金、工事負担金、前年度以前の未収収益、同未収金、一時借入金、前受収益、前受金等が予想され、支出科目には、営業費用、営業外費用、特別損失、建設改良費、企業債償還金、一般会計等からの長期借入金償還金、一般会計等への長期貸付金、前年度以前の未払費用、未払金、前払金、前払費用、仮払金等が予想されるものであること。

十九 資産の取得、管理及び処分 (略)

二十 契約 (略)

二十一 公金の徴収又は収納の委託 (略)

二十二 職員の賠償責任 (略)

## 第二章 地方公共団体の財政の健全化に関する法律（公営企業に係る部分）の施行に関する取扱いについて

### 第一節 資金不足比率の算定及び公表

#### 一 資金不足比率の算定

資金不足比率とは、次の表に掲げる特別会計の区分に応じ、(-)により算定した資金の不足額を(□)により算定した事業の規模で除して得た数値をいうものであること（健全化法第22条第2項）。

なお、健全化法において、公営企業とは、法適用企業（法第2条の規定により法の規定の全部又は一部を適用する企業をいう。以下この節において同じ。）及び法非適用企業（地方財政法施行令第46条に規定する公営企業のうち法適用企業以外のものをいう。以下この節において同じ。）をいうものであり、特別会計を単位として健全化法の適用を受けるものであること。

また、資金不足比率は、原則として、当該年度の前年度の決算により算定を行うものであり、決算によらない算定要素については当該年度の前年度の末日を基準として算定を行うものであること。

なお、法適用企業に係る会計処理の基準が法の規定に基づく命令の制定又は改廃により変更された場合には、総務省令で、その変更に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置が講じられるものであること（健全化法施行令第28条）。

## 第二章 地方公共団体の財政の健全化に関する法律（公営企業に係る部分）の施行に関する取扱いについて

### 第一節 資金不足比率の算定及び公表

#### 一 資金不足比率の算定

資金不足比率とは、次の表に掲げる特別会計の区分に応じ、(-)により算定した資金の不足額を(□)により算定した事業の規模で除して得た数値をいうものであること（健全化法第22条第2項）。

なお、健全化法において、公営企業とは、法適用企業（法第2条の規定により法の規定の全部又は一部を適用する企業をいう。以下この節において同じ。）及び法非適用企業（地方財政法施行令第37条に規定する公営企業のうち法適用企業以外のものをいう。以下この節において同じ。）をいうものであり、特別会計を単位として健全化法の適用を受けるものであること。

また、資金不足比率は、原則として、当該年度の前年度の決算により算定を行うものであり、決算によらない算定要素については当該年度の前年度の末日を基準として算定を行うものであること。

特別会計の区分		資金の不足額の算定方法	事業の規模の算定方法
法適用企業	I 宅地造成事業を行わないもの	A	E
	II 宅地造成事業のみを行うもの	B	F
	III I及びII以外のもの	B	E
法非適用企業	I 宅地造成事業を行わないもの	C	G
	II 宅地造成事業のみを行うもの	D	H
	III I及びII以外のもの	D	G

(-) 資金の不足額

A （流動負債の額一次の a から c までに掲げる額の合算額

） + (建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高) - (流動資産の額 - 当該年度の前年度において執行すべき事業に係る支出予算の額のうち当該年度に繰り越した事業の財源に充当することができる特定の収入で当該年度の前年度において収入された部分に相当する額) - (解消可能資金不足額) (健全化法施行令第3条第1項第1号及び第16条)

a 建設改良費等の財源に充てるために起こした地方債のうち、流動負債として整理されているものの額

b 建設改良費等の財源に充てるためにした他の会計からの長期借入金のうち、流動負債として整理されているものの額

c 一時借入金又は未払金で建設改良費等に係るものうち、その支払に充てるため当該年度において地方債を起すこととしているもの又は他の会計からの長期借入金をすることとしているものの額

特別会計の区分		資金の不足額の算定方法	事業の規模の算定方法
法適用企業	I 宅地造成事業を行わないもの	A	E
	II 宅地造成事業のみを行うもの	B	F
	III I及びII以外のもの	B	E
法非適用企業	I 宅地造成事業を行わないもの	C	G
	II 宅地造成事業のみを行うもの	D	H
	III I及びII以外のもの	D	G

(-) 資金の不足額

A （流動負債の額 - 一時借入金又は未払金で公営企業の建設改良費に係るものうちその支払いに充てるため当該年度において地方債を起すこととしているものの額） + (建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高) - (流動資産の額 - 当該年度の前年度において執行すべき事業に係る支出予算の額のうち当該年度に繰り越した事業の財源に充当することができる特定の収入で当該年度の前年度において収入された部分に相当する額) - (解消可能資金不足額) (健全化法施行令第3条第1項第1号及び第16条)

B～D (略)

(二) 事業の規模

E～G (略)

H 資本の額に相当する額として健全化法施行規則第19条第2項  
の規定により算定した額(同項に規定する場合に限る。) + 負債の額  
に相当する額として健全化法施行規則第19条第1項の規定により算定  
した額(健全化法施行令第17条第4号)

(三) 用語の意義

- 1 流動負債の額とは、施行令第15条第2項の流動負債の額をいうものであること。
- 2 建設改良費等とは、公営企業の建設又は改良に要する経費及びこれに準ずる経費として地方債に関する省令(平成18年総務省令第54号)第12条各号に規定する経費をいうものであること(地方財政法施行令第15条第1項第1号及び第2号)。

3～8 (略)

9 資本の額とは、施行令第15条第1項の資本の額をいうものであること。

10 負債の額とは、施行令第15条第2項の負債の額をいうものであること。

B～D (略)

(二) 事業の規模

E～ G (略)

H 資本の額に相当する額として健全化法施行規則第19条第1項又は第  
3項の規定により算定した額 + 負債の額  
に相当する額として健全化法施行規則第19条第2項の規定により算定  
した額(健全化法施行令第17条第4号)

(三) 用語の意義

- 1 流動負債の額とは、施行令第15条第3項の流動負債の額をいうものであること。
- 2 建設改良費等とは、建設又は改良に要する経費及びこれに準ずる経費として地方債に関する省令(平成18年総務省令第54号)第12条各号に規定する経費をいうものであること(地方財政法施行令第19条第1項第1号及び第2号)。

3～8 (略)

9 資本の額とは、施行令第15条第2項の資本の額をいうものであること。

10 負債の額とは、施行令第15条第3項の負債の額をいうものであること。